

平成26年第3回八千代町議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月10日（水曜日）午前9時03分開議

本日の出席議員

議長（9番）	水垣 正弘君	副議長（8番）	大久保 武君
1番	国府田利明君	2番	大里 岳史君
3番	廣瀬 賢一君	4番	上野 政男君
5番	中山 勝三君	6番	生井 和巳君
7番	相沢 政信君	11番	小島 由久君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	岡田 昭夫君
秘 書 課 長	谷中 聰君	総 務 課 長	浜名 進君
企画財政課長	青木 良夫君	税 務 課 長	野村 勇君
町 民 課 長	横島 広司君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	内山 博君	産業振興課長	青木 喜栄君
都市建設課長	上野 真一君	上下水道課長	柴森 米光君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	秋葉三佐男君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	水書 正義君
公 民 館 長 兼 生涯学習課長	鈴木 一男君	給食センター 所 長	鈴木 忠君
総 務 課 長 佐 補	生井 好雄君	企 画 財 政 課 参 事	中村 弘君

議会事務局の出席者

議会事務局長	高野 実	主 査	小林 由実
--------	------	-----	-------

主 幹 外山 勝也

議長（水垣正弘君） 引き続きご参集をくださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

平成26年9月10日（水）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（水垣正弘君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命じることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、映画等の撮影及び録音等については禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

本日の会議につきましては、町広報係による写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長（水垣正弘君） 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

(13番 大久保敏夫君登壇)

13番（大久保敏夫君） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきますと思います。

私が通告しておりますことにつきましては、町道の管理等にかかわる1点でございます。これにつきましては、45分の通告をしておるわけですが、大分人数が多いようですので、できるだけ簡潔に、なおかつまた執行部においても簡潔なる答えの中で有意義なお答えをいただきたいと、このように思っております。

八千代町の道路のいわば管理状況につきましては、昭和50年代、60年代にかけて、いわば八千代町の一つの道路行政の中で、どんな幅員であつてもある程度通行可能であるならば舗装をすべきという行政区の町民の要望に応じてそれらを施工してきたわけですが、現実には30年を超える歴史、40年近い歴史の中で、その道路の破損状況、あるいはまたその幅員の部分、あるいはまた町道の両端における大型機械の導入や大型車両の通行によって相当破損が見られる、こういうふうに感じているわけであります。八千代町の道路行政、町内における63行政区に、津々浦々にある町道と。もう一つは、駒城橋から始まって猿島にわたるまでのいわば広域農道と言われるものが八千代町の管理道路であるわけでございますけれども、これらも八千代町のいわば復旧、あるいはまた破損状況においては修復すべきものが八千代町のかかわり合いになっているわけですが、今回については、お手元に配付してある書類のとおり、平成23年、24年、25年の会計を閉めている年度の直近の3年間における中で、63行政区の過去3年間にわたってどのような、行政区において町側に対して道路の新設舗装、あるいはまた復旧、あるいはまたそれにかかわる中で毎年要望がされているのか、それをお聞きをしたいと。

そしてまた、その要望事項の部分については、町側において要望の件数がある程度制限をして、何件までという形で出しておったのか、それともその行政区が望むものは全て出させておったのか、どのくらいの件数が出されておったのか、これをお聞きをしたい。

ついでに1つ、土地改良関連が、特に畑地帯総合事業関連の中でもよく聞くことは、町道の部分と土地改良の部分の中における工事で破損を生じた道路のいろんな問題点が幾つかあったというふうに聞いております。そういうものも入っておるのかどうか、それが第1点目です。

続いて、これらの各行政区からの要望事項が仮に63行政区で2件ずつであれば126件というふうに端的になるわけですが、これらのものがその年の年度内においてどのくらい執行できているのか。100%と、126件全てできているという形になっているのか。それらの積み残しがどのくらいあるのかお聞きをしたいと。

23年度に限れば、23年度に限ったことは、4年度、5年度にも同じ考え方になるわけですが、23年度においてはその執行の部分が仮に126件できるわけがないのだと。80件だと。その80件の中には、全て23年度要望なのか。いや、そうではなくて、21年のも2年のも積み残されているものがあるのか。ですから、私が申し上げたいのは、23年度において執行されたものが何件であると。その中に積み残し分が何件であって、新たに23年度に要望出されたものが何件処理したと、そういうふうな形を、どうなっているのか、その件数だけ都市建設課長にお聞きをしたいと。再質問の中で町長にお答えをいただくということでございますので、この質問では町長、答弁の場へ出てこなくて結構ですので、よろしくお願ひしたいと。

議長（水垣正弘君） 都市建設課長。

（都市建設課長 上野真一君登壇）

都市建設課長（上野真一君） 13番、大久保議員のご質問にお答えをいたします。

平成23年度から平成25年までの各行政区の町道新設補修要望件数と要望に対しましての執行率についてのご質問でございますが、各行政区からの要望につきましては、集落内の生活道路や通学道路等の舗装補修、排水整備、法止工事等が主な要望となっておりまして、土地改良の中の道路につきましても、土地改良が終了して町道に認定している道路につきましては、各行政区から要望が出されている状況でございます。

平成23年度につきましては、27行政区から37カ所の要望がございました。この37カ所のうち、23年度中の工事施工が12カ所、率にしまして32.43%でございます。工事費で2,260万6,500円でございます。23年度は、このほかに22年度以前の要望に対しても14カ所、工事費で2,631万900円の工事を施工しておりまして、23年度の予算執行額は工事費で4,891万7,400円でございます。

24年度では、23行政区から32カ所の要望があり、この中で24年度中の工事施工は5カ所、率にしまして15.63%、工事費で940万8,000円であります。24年度は、このほかに23年度以前の要望の積み残しに対しましても24カ所、工事費で5,062万6,800円の工事を施工しておりまして、24年度の予算執行額は工事費で6,003万4,800円あります。

25年度では、35行政区から48カ所の要望があり、この中で25年度中の工事施工は7カ所、率にして14.58%、工事費で1,548万7,500円であります。25年度は、このほかに24年度以前の要望に対しましても、積み残し分の一部になりますが、19カ所、工事費で4,062万4,500円の工事を施工しておりまして、25年度の予算執行額は工事費で5,611万2,000円あります。

平成23年度から25年度までの3カ年間の要望箇所の総数は117カ所でありまして、そのうち本年の8月末までの工事施工は77カ所でございます。率にしますと65.81%になります。

なお、参考までに申し上げますと、平成26年度の行政区要望に対します予算額は、当初予算で5,105万7,000円、9月補正予算で4,877万8,000円、計9,983万5,000円の工事費となっております。

以上、答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま課長のほうから過去3年間の、直近3年間の工事費が出てきたわけですが、そういう中で今回感じますことは、やはり毎年毎年の要望事項の件数等が消化していく部分が相当な積み残しが出ていると、こういう感じがするわけです。積み残し分が、なぜこういうことが起きてきて、累計総数でいくと、課長にもう一度1つだけお聞きしたいのは、今の段階で総体的な積み残し部分をやっていった場合、地元のいわば何らかの理由によってこのことができないでいるのか。それとも、予算上の問題で年度ごとのものがだんだん遅滞しているのだと、そういう解釈になるのか、そのことをお聞きをしたいと思っています。

町長に1つお聞きをしたいのは、今課長から答弁ありましたように、当然一般質問に入る前に打ち合わせはできていると思うのでわかると思うのですが、この積み残し部分、予算執行をどういうふうに考えているのか。毎年の予算の先ほどの3年間のやつをやっていくと、5,000万円から6,000万円の中に予算執行のいわば原資を町は計上しているわけですが、今年も、今年は選挙が近いということもあるのかどうかわかりませんが、補正予算を組んで9,000万円を超える数字がここにあらわれているわけですが、そのことはどうでもいいことであって、私が申し上げたいのは、当初で当然組んでくるのでしょ

うから、補正も見られていないという部分も多少はあったのでしょうかけれども、予算を計上している部分というのは箇所数で決めているのか、それとも金額を、最後に予算執行の中で、この予算で今年は組んでいこうという町長の考え方の中に、町道の舗装、修復、あるいはまた法止等を含めた中の予算措置は6,000万円前後でいこうとか、幾らでいこうという考え方を決めていたのか。また、これらの数字を聞いて、執行の部分については十二分に満足をしているものなのだと、そういうふうな感覚を持っているのか、その点だけお聞き願えれば、時間的にあれですから、この後は質問いたしませんので、その考え方だけお聞きをしたいと。

以上です。

議長（水垣正弘君） 都市建設課長。

（都市建設課長 上野真一君登壇）

都市建設課長（上野真一君） 13番、大久保議員の再質問にお答えいたします。

私のご質問は、積み残しされている分につきましては、地元の関係なのか、それとも予算の関係なのかということでございますが、大半につきましては限られた財源の中で対応してございますので、その辺ご理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 13番、大久保議員の質問にお答えします。

平成23年から平成25年までの各行政区の町道新設補修要望件数と要望に対しての執行率についてのご質問でございますが、都市建設課長が答弁したとおりであります。各行政区の要望につきましては、限られた財源の中で対応しております。特に危険性要素の高いところや通学道路、さらに継続して事業を進めてところから優先的に整備を進めております。緊急箇所が発生した場合には、優先順位を変更しております。また、道路境界等の同意が得られない場合などは優先順位を下げさせていただいております。併せて、地区のバランス等も考慮させていただいておりますので、理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

当初、私も町長になったばかりは、大きい行政区は2カ所、小さい行政区は1カ所という一つの定義の中で予算を執行してまいりましたが、地区の舗装も大体終わるということでございまして、予算等におかれましては、現在は23年度、24年度、25年度と6,000万

円ぐらいでございまして、予算の執行等におかれましては編成の中で都市建設予算は補正で対応するという事で、9月で対応してまいった次第でございます。今回におかれましては選挙等もありますが、やはり当初予算でとらないと、八千代にも建設業者、大きい業者も小さい業者、数あるということでございまして、5月、6月、7月が暇になっているということでございまして、今年は5,000万円とりまして、さらに9月補正で4,000万円、約9,000万円の予算を執行してございます。

また、いろいろ区長等の申し込み要望等におかれましても、区長がかわりますと違うところを要望するという事でございまして、そういう関係上、積み残しは出る可能性があります。私も予算等におかれましては、建設課長また担当係と一応重要なところは町内くまなく見て歩く状況でございます。

特に昨年度から今年、広域農道を全面補修しまして、一部分残っております。さらに、一級町道、二級町道も、今後、何十億円、何十億円ございませんが、毎年何億円とかかる事でございまして、いろいろ予算的には建設予算、大きな枠はありますが、そういう事でございます。一級町道、二級町道等におかれましても、大体二級町道においては粕札の今年2,000万円ぐらいかかります。さらに、一級町道8号線におかれましては新たに事業を起こすということで、現在のところは余りあれでございしますが、いろいろ道路行政、非常に大型車が通りますので、直すのも非常にあとなっているような状況でございますので、ひとつ議員さんのほうもご理解をいただきたいと思います。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問はありませんか。

以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

次に、14番、湯本直議員の質問を許します。

14番、湯本直議員。

（14番 湯本 直君登壇）

14番（湯本 直君） 議長の指名がございましたので、通告してある件について一般質問したいと思います。

実は、きょうは農地法の問題も一般質問の中に入れたのですが、農地関係は行政機関が違うのでというようなことで、総務課長あるいは農業委員会の局長と合い議をしてもらって、一応取り下げしたほうがよいだろうということなので、取り下げはしたのです。だが、これ私なりに、答弁は要らないのですが、行政機関の違うのはもうわかっていますが、ただ町で仮に条例をつくるとか、あるいは内規をつくるとかということは可能な

わけなので、農地については今も優良農地ということであれば、農業振興地域整備法に優良農地については4条、5条の農業委員会に提出するのには除外をしなければできないという、そういう町自体が農地に対しても一つの制約を持っていますので、できれば農地については、町に5年以上居住していなければ農地を取得する権利がないとか、あるいは農業の経験年数が5年以上ないといけない、あるいは3年以上ないといけないということで、いろいろ相談した結果、つくるべきだと。

なぜそう言うかという、先月、外国人というカスリランカ人が八千代町の農地を約小1町ぶり買って農業をやりたいと、そういう問題が出て、一応農業委員会としては否決したのですが、とりあえずそういう問題がこれからは起こり得ると思う。私議会から選出されて出ていますので、そういう状況もわからない農業委員さんもいるわけですので、これから一つ一つみんなで勉強していただきたいと、こういうふうに思うわけです。とりあえず民法からいうと別に問題点はないのですが、八千代町の土地を、外国人というカスリランカ人でいかに経済的に力があっても、あるいは買うということ自体が余り好ましいことではない。しかも、この町に住んでいない。坂東市のほうに住んでいる。恐らく持ち家もないと思う。あるいは、農機具などは中古の農機具あるようですが、中古の農機具は農機具屋から借りてくることができます。あるいは、そういう設備や何かは別に問題はないのですが、八千代の土地を八千代町の人がみんなで守るという、そういう認識に立って、みんなでひとつ考えていただきたいと、こういうことなので、これは別に私が申し上げた今日の一般質問の中でお願いしようと、あるいは答弁をもらう予定だったのですが、合意して取り下げたほうがよいだろうということなので、一応取り下げたわけですので、ひとつみんなで今後勉強していただきたいと、こういうふうをお願いをしたいわけです。

通告してあります地方税法の第321条の4についてということ、町県民税の特別徴収ということ、税務課長にひとつ答弁をしていただきたいと。恐らく税務課長はこの道の専門家というか、特別な機関を卒業しているので、税務について博士だと思う。だから、私のほうからは利点と今後のとるべき道だけちょっとお願いをして、答弁していただければいいと思います。

チラシ1枚もらってきたのですが、事業主に平成27年度から従業員の個人住民税を特別徴収、いわゆる給与の天引きをするという、そういうことで非常に利点があるのだというようなことが出ているようですが、実際にそれがどうなのかということは、原則と

しては所得税の源泉徴収をしているということが一番原則のようなのですが、特別徴収を今まで取り組んでいなかったというのはどういう理由で取り組んでいなかった。この点を1つ聞きたい。

それから、特別徴収というのは源泉徴収なので、事業主が毎月従業員の給料から税に見合うだけのものを差し引いて、そして給料を払うと、そういうことなので、事業主は非常に事務量が多くなると。だから、余り好ましいことではないということで、大分問題点を抱えておるようで、反対しているような意見もありますので、12カ月分に分割して、毎月の給与から天引きしてやらなくてもできる方法があるのかどうなのか、そういう点をひとつ専門的な立場からお願いをしたいと。

それから、いろいろ納期の特例とか、あるいは給与の問題ですからあると思いますが、支払いしやすいように、あるいは事業主が納税者にかわって、多少手間はかかっても天引きして支払うのが一番理想なのかどうか、そういう点も踏まえて税務課長のほうから答弁をお願いをして、私の一般質問終わりとしたいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 14番、湯本議員の質問にお答えいたします。

質問の趣旨は、なぜ取り組みを今までされなかったのか。そして、従業員の事業主の方からは、事務量が多くなるので、余り賛成できない。そして、12回のほかの方法はあのか、このようなご質問でありました。

まず、議員ご指摘の町県民税特別徴収推進の背景を申し上げます。個人が受け取った給料の中から納付書や口座引き落としにより納付する普通徴収の選択においては、まず自己管理すべき税金の負担割合の増加となり、その厳密な納税管理が個人に求められるということでもあります。そして、その結果、近年低迷傾向にもあって、個人住民税の滞納額が増加し、税財源に大きな影響を及ぼしている現状であります。また、茨城県は、個人の住民税などの徴収率が全国最下位クラスに低迷しておることから、茨城租税債権管理機構を設立し、徴収率向上に力を注いでまいりました。しかし、さらなる向上を目指しまして、茨城県が音頭をとりまして全県下一斉に、地方税法321条の3、同じく4の規定に基づき、町県民税の特別徴収を法律どおり進める方針を定めたものでございます。

特別徴収は、事業主などから支給される給料から個人の町県民税を天引きし、事業主が納付する制度でございます。法律の趣旨は、天引きによりうっかりの納め忘れや支出超過による納税できないケースなどを避ける狙いがあります。また、特別徴収が徹底されますと個人の住民税の滞納はなくなり、税負担の公平化確保につながることや、年12回納付ということで、1回当たりの個人の負担が減るなどのメリットもあります。そして、この12回の件につきましては、要望によりまして年2回という手続をとることも可能でございます。

次に、現在の八千代町の特別徴収の現状について申し上げます。地方税法第321条の4及び八千代町税条例の規定によりますと、源泉徴収義務のある納税義務者に対して給与の支払いをする者に徴収させなければならない、このようにうたわれております。ただし、一定の要件に当てはまる事業主については、普通徴収が認められる場合があります。これまで県内の市町村は、後段の制度解釈を緩和、運用して、普通徴収の方法を慣例化し、容認してまいりました。その結果、当町においても同様の扱いであります。従業員10名以上の事業主の皆様に対しましては特別徴収をこれまでも進めてまいりました。

現在、当町の特別徴収対象者数は約3,300件です。そのうち特別徴収実施事業者数は約1,800件であります。税務課の把握している今後特別徴収に移行していただきたい事業所数は、残る約1,500件ということになります。平成25年度は、約500事業所に対しまして文書でお願いをしましたところ、50事業所から平成26年度から取り組む、または平成27年度から特別徴収するという回答をいただいております。このように、毎年各事業主の皆様に対しまして制度普及についてお願いをしているというのが現状でございます。

次に、今後の取り組み方針について申し上げます。個人の町県民税の特別徴収推進については、先ほど申し上げましたように、県全市町村が一斉に進めるということになっておりますので、当町におきましてもこの事務の流れに沿った取り組みが今後の方針となります。しかしながら、実施時期につきましては、各市町村の実情を考慮し、対応するというようになっております。八千代町では、法の原則を意識しながらも、平成28年度までに広報活動を徹底しまして、平成29年度より従業員数5人以上の事業所を対象とさせていただく予定であります。

また、平成30年4月以降につきましては、法令に特段の定めのない事業所全部について特別徴収をお願いするものであります。

以上のように、今まで同様、関係者の皆様に十分配慮した上で段階的に推進するとい

う考えでございます。

なお、特別徴収一斉指定開始初年度の対象事業者規模等の調べというものがございまして、これによりますと、平成27年度から一斉スタートが県内で12団体、5人以上とするものが16団体、八千代町の属する10人以上とする事業所を対象とするものは16団体でございます。また、その中で一斉指定を30年度とする団体は6団体ということでございます。

今後特に事業主の皆様から多くの意見が寄せられることになると思いますが、根気よく説明を続け、特別徴収を推進する所存でございます。具体的には相談窓口を設置することで、事業主や従業員の皆様のご理解、ご協力を得るという考えでございます。また、広報活動により、特別徴収を選択することで得るメリットなどを十分にお知らせしたいと考えております。

特別徴収は法令に定められた義務でありますので、優遇措置などはありませんが、選択していただくことで、税負担公平化と財源安定による八千代町づくりの構築につながります。ご理解をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

以上で14番、湯本直議員の質問を終わります。

次に、7番、相沢政信議員の質問を許します。

7番、相沢政信議員。

（7番 相沢政信君登壇）

7番（相沢政信君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告による一般質問を行います。

秋来ぬと目にはさやかに見えねども風の音にぞ驚かれぬる、このような時節となつてまいりました。まずは、広島市を初めとする全国の豪雨による土砂災害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を申し上げます。

私の質問は、子宮頸がんワクチン投与の補助とその後の対応についてでございます。子育て支援の八千代町の対応と実態は。そして、デフレからインフレへの町政と今後の行くべき道はについて伺いをいたします。

ここにいる誰もが10カ月子宮の中で育ったわけでありまして、人類の存続を支える女性の臓器でもあります。1年前の思春期における子どもたちに子宮頸がんワクチンの補助ということで声を高らかに言っておりました。そして、今1年たって、二百八十余名

の子どもたちが副作用と思われる状況になっておるわけでございます。厚労省は、9月にも子宮頸がんワクチン接種後の報告すべき副作用について、医師が予防接種との関連が高いと判断した場合、新たに接種後の疼痛や運動障害を中心とする多様症状の項目を追加して、こうした症状を訴えた患者に対して追跡調査を行うということになっております。そして、患者が転院した場合にも、市町村が新たに通う医療機関から報告を求めることになると思っておりますが、生死にかかわることでもありますので、万全策をお願いいたしますとともに、対応をお伺いをいたします。

次に、少子高齢化の中で、子どもたちは日本の宝であり、八千代町にとっても大きな意味を秘めた財産でもあります。そして、「人の子も我が子も同じ愛の手を」のキャッチフレーズがあるように、当町でも第3子が授かった場合に出産祝いとして補助金を出しておりますが、現況をお伺いをいたします。

第3番、デフレからインフレへの町政対応と今後の町の行くべき道はを町長にお伺いをいたします。町長、安倍内閣の誕生以来、2年になりますが、日本の経済をデフレからインフレにしなければ先が見えないということで、いわゆる日本銀行の黒田総裁とともに、金融緩和政策、アベノミクスと称して、第1の矢、第2の矢を打ち、9月3日の内閣改造後、第3の矢を打とうとするところであります。ちまたでは、東京MXテレビのキャスターの鈴木ともみ氏は、失われた20年を取り戻すのは、デフレ脳からインフレ脳に頭の回転を180度変えなければならない、このように出版をしておりますが、大変時代にマッチしたということで、売れておる状況でございます。

そこで、町長にお聞きをいたしたいと思います。町長の任期は、2015年、来年の2月だと承知しておりますが、町長は上杉鷹山のごとく質素儉約を重んじた町政をするということで、16年前に当選をいたしました。まさに世の中デフレの始まりでもありました。世の中は右肩下がり、だんだん、だんだん景気悪くなってしまった。そういう中で、非正規の労働者がどんどんふえるということでございました。まさに町長にとってもどんぴしゃの政策、まさにぴたっと当たってしまったわけです。そこで、運も実力のうちだ、これは。そういう形で、世の中が町長の思うようにぐうっとなってきたわけです。だが、今ここで、先ほど申し述べたように、180度転換をするというような時代に移ったわけでございます。そういう中で、頭の回転をそういう形でしなくてはならないと、こういうことでございます。町長の人間性には私も共感をいたすところが大きいでございます。

そこで、町長、お聞きをいたしたいと思います。来年の1月に行われるであろう町長

選挙に再度出馬をいたすのかどうか、明快に答えていただきたいと思います。

議長（水垣正弘君） 答弁に当たり、福祉保健課長より事前に参考資料の配付を要請されておりますので、これを許可いたします。職員に資料を配付させます。

（職員資料配付）

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 7番、相沢議員の一般質問にお答えをいたします。

子宮頸がんワクチン投与の補助とその後の処理と対応はについてでございますが、子宮頸がんワクチン投与によります予防接種につきましては、ご承知のとおり、1年間の間に3回接種することになります。平成23年度から任意の予防接種として接種を開始しております。補助につきましては、指定医療機関で接種することで、1回につき1万4,000円を補助いたしまして、その金額を超える部分の約2,000円程度は自己負担になります。補助の件数でございますが、平成23年度は小学6年生から中学3年生を対象に実施いたしまして、接種をした実人数は331人、延べ人数で961人でございます。平成24年度は、小学6年生を対象に実施いたしまして、接種をした実人数135人、延べ人数で336人でございます。平成25年4月から定期接種に移行いたしまして、6月には厚生労働省の通知によりまして積極的な勧奨が差し控えられました。そのため、25年度の接種者は、積極的な勧奨が差し控えられる前に接種をいたしました7名でございます。6月以降、テレビとか新聞等で先ほど議員がおっしゃいましたような重篤な副反応の情報が提供されたため、接種希望者はいない状況であります。また、現在までに接種後に副反応が出たという報告は、本町ではありません。今後も接種希望者には、重篤な副反応が出ており、安全性が確認されていないことを強く説明をいたしまして、厚生労働省の新たな通知があるまでは接種を控えていただくよう対応してまいります。

また、調査を行う報告の義務等につきましても、国の基準に従いまして、報告義務のほうを万全を期してまいります。

次に、子育て支援の当町の対応と実態はについてでございますが、次世代を担う子どもを守り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、町内の幼稚園や保育園への園舎の改築事業に対する補助を実施しております。

また、子育て世代の医療費負担を軽減する医療費の助成、いわゆるマル福制度をこの10月から中学3年生まで拡大することとしております。

さらに、議員が申しますように、次代を担う子どもたちの出産を奨励し、健やかに成長することを応援するために、町独自の少子化対策として、第3子以降の出産に奨励金を支給する出産子育て奨励金をこの4月から支給することとしております。資格要件に出産後2カ月以上してから申請になるため、これまでに2組の夫婦の方々に奨励金を支給しております。ほかに、8月末までに14組の夫婦に第3子以降が生まれておりますので、順次支給をしてまいります。また、奨励金を受給された方は、お手元に配付させていただきました新聞記事にもありますように、子育てのために有効に活用したいと笑顔で話されておりました。

少子化対策は全国的な課題でもありますので、平成27年度から国の子育て支援に関する制度が新しくなり、地域の子育て環境の一層の充実を目指して、子ども・子育て支援新制度が始まります。新制度に向けて、子育て支援体制の充実を推進してまいりたいと考えております。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 7番、相沢議員の質問にお答えします。

日本経済の現状は、安倍政権の大胆な金融緩和によって、行き過ぎた円高が修正され、輸出が持ち直し、株価も上昇し、回復基調が続いています。この4月1日から消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動により停滞の傾向がありましたが、次第にその影響も薄れ、緩やかに回復しております。長引くデフレ経済からの脱却の見通しがあるとの見方もあると期待されております。

景気の回復は雇用状況の回復につながり、2015年3月卒業の大学生の求人倍率が前年より大幅に上昇しております。近隣の古河市に大手自動車工場が来ることにより、当町の雇用並びに町土地利用計画にも有利に働くと考えております。

私は、町民の皆様のご支援をいただきまして、町長に就任してから来年2月で4期16年を迎えております。4期目も厳しい財政の中でスタートしましたが、追い打ちをかけるように東日本大震災が発生し、それに伴う福島原発の事故により、当町も基幹産業である農業において、一定作物の出荷停止及び風評被害という過酷な事態を経験しましたが、震災から3年半が経過し、農業も危機を乗り越え、再び活力を取り戻しているところであります。

本年度は第5次総合計画の4年目であり、前期基本計画の終盤に入っております。

「人・地域 ともに輝く協働のまち 八千代」の実現を目指しまして、変化していく社会情勢を見定め、経済の活性化につながる施策を推進し、自治体としての独自性を一層高め、町民と行政が一体となって町政運営したく、5期目も町民の負託に応えるべく、出馬の予定でございます。いろいろ4期やっておりましたが、茨城の市町村長また全国の市町村長におかれましても、いろいろ、無競争もありましたが、私はリコールを含めまして5回戦っております。今回もまた5期目ということでございまして、いろいろ皆さんをお願いしたところでございまして、総合計画、私が第4次計画も計画し、さらに今回も、先ほど申したとおり、第5次総合計画も半ばでございます。今後の私の町政の集大成として頑張るつもりでありますので、議会におかれましても、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

7番、相沢政信議員。

（7番 相沢政信君登壇）

7番（相沢政信君） ただいま答弁をいただいたわけですが、相田福祉保健課長の答弁はまことに丁寧で、よく理解をいたしたところでございます。今後とも町の子どもたちのため、また町民のために、課長にはご尽力をお願いをいたしたいと思います。

さて、町長、出馬を表明したわけでありますが、休みのときにはウオーキングだとか、休みだからゴルフやってもよいでしょうが、ボール遊びもして、朝ドラの甲州弁ではございませんが、こぴっと足腰鍛えて、そしてこれからの選挙戦を頑張っていただきたいと思っておるわけでございます。

要望といたしまして、私の一般質問はこれで終わります。

議長（水垣正弘君） 以上で7番、相沢政信議員の質問を終わります。

次に、1番、国府田利明議員の質問を許します。

1番、国府田利明議員。

（1番 国府田利明君登壇）

1番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきますと思います。

私の当町におけるスポーツをする環境と設備についてでございますが、先ほど相沢先輩のほうからも町長の体調管理、そして僕の一般質問の後に廣瀬議員がB & G海洋センターについてやりますが、この当町におけるスポーツ環境と設備についてというのは、

やはりほかの近隣市町村の設備に対して不十分でない部分があるというふうに私は解釈をしている中で、議員の先輩の方々並びに廣瀬先輩がやるB & G含め改善をしていくべきだと思ふ気持ちがありまして一般質問をさせていただきたいと思ひます。

当町におけるスポーツをする環境と設備について、当町でスポーツができる施設は、総合体育館を初めとし、体育センター、B & G海洋センターに加え9つの公園があり、室内と室外でできるさまざまなスポーツができる環境があります。私は、今年3月の一般質問において、年間2万7,000人以上が来館する総合体育館とその館内にあるトレーニング室についての改善を提案いたしました。そして、当町のスポーツができる環境がより快適な場所になるよう改善をしていくべきだと思ひます。スポーツというものは、スポーツの技術の向上、健康の管理、ストレスの解消、ダイエットなど、人それぞれさまざまな目的で行われています。

近隣市町村で特に充実をしているスポーツ施設は、古河市の総和総合体育館です。1年間の利用者数は約30万人を超え、そのうちトレーニング室の利用者数は3万人を超えています。1日当たり100名以上、多いときでは170名を超えるときもあるとのこと。利用時間は朝の9時から夜の9時までで、利用料金は1回当たり300円であり、3,000円で12枚つづりになっている回数券や3万円で使い放題の年間のパスポートもございます。講習日は、募集をかけた先着順で週4回に分けてあります。専門のトレーナーは3人お持ちまして、全員健康運動指導者の資格を持つ専門トレーナーがおります。そして、管理をしております。また、無料の柔軟性向上のレッスンストレッチなども行っております。トレーニング設備等に関しましては、冷暖房が完備されており、ライフフィットネス社とセノー社のマシンの器具を導入しており、ランニングマシンが8台、うち2台はテレビつき、エアロバイクは11台、そのほか有酸素運動器具が6台、筋力を向上させるトレーニングマシンが17台、フリーウエイトエリアではベンチプレス台やスクワット台、多目的に使えるスミスマシンがあり、ダンベルは20キロまでございまして、ベンチ台が3台、大型のテレビやストレッチマット、マッサージ椅子等々、とても健康管理や技術の向上ができる充実した設備が整っております。なお、総和総合体育館ができた昭和60年から今現在での会員数は2万8,000人以上を超えています。

また、古河市では、70歳以上の方が無料で利用できるMOMOCAカードというカードを発行しております。また、常総市でも65歳以上の方は無料、さらには障害を持つ方は免除というふうになっております。今まで当町ではそういった行政サービスは行っ

ておりませんでした。しかし、今年9月1日に総合体育館の使用については、団体競技のメインフロア以外の個人フロアの使用が可能なフロア、それに加えてトレーニング室においても町内に在住をする65歳以上の方は無料と改正をされ、障害を持つ方とその介護者の1名の方も無料に改正をされましたことは大変喜ばしいことであり、大きな前進の一步だと感じております。この65歳以上の方の無料化というのは、八千代町の人口2万2,319人のうちの5,735人に当たります。町内全体でいいますと、人口の25.7%であり、約4分の1の方が無料対象となったわけですが、まだまだ課題のほうはあると思います。購入してから大分古くなったトレーニング器具、空調設備、料金の体制、専門的な指導者の育成や派遣など改善をしていかなければならない問題点がたくさんあると思います。

ここから質問に入らせていただきます。まずは、総合体育館についてはトレーニング室の器具ですが、設立して導入をしてから数十年たっておりますが、機器について今後どのように改善をしていくのか。そして、空調設備と料金体制についてはどのようなお考えがあるのか。そして、専門的な健康運動指導者などの資格を持つ人材の育成、派遣についてどのようになっているのかを生涯学習課長にお伺いをいたします。

続きまして、今後の総合体育館、そしてトレーニング室の改善をする上で、町長はどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長 鈴木一男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） 1番、国府田利明議員の一般質問にお答えいたします。

ご質問は、当町のスポーツ環境と設備ということで、主に総合体育館内のトレーニング室についてのご質問になるかと思えます。トレーニング室につきましては、現在、筋力系のウエイトトレーニングマシンのほか、有酸素系のランニングマシンやエアロバイク等全部で9種類13台のトレーニング器具を設置しております。

トレーニング室の利用に当たりましては、利用者の安全確保のため、器具の使用方法等についての講習を受けていただき、利用者登録を行ってから利用いただいております。現在、利用登録者数は329名で、今年度の利用状況につきましては、4月から8月までの5カ月間で約70名の利用があり、昨年、一昨年の同時期よりも増加傾向にあります。

続きまして、トレーニング室の空調設備につきましては、排風機を備えておりますが、冷暖房設備はございません。総合体育館自体が昭和54年に建てられた建物であり、トレ

ーニング室だけでなく、その他の競技スペースにつきましても、空調に関しましては排風設備または換気設備のみとなっております。

次に、料金体制につきましては、八千代町総合体育館の設置及び管理に関する条例第15条に定める使用料のとおりとなっておりますが、本年3月に行われました第1回議会定例会における国府田議員のご意見を受けまして、障がい者や高齢者の方々が社会参加するための負担を軽減し、福祉の増進に寄与するため、総合体育館の使用料の減免範囲に障がい者と高齢者を加える規則の改正を行ったところであります。これにより、9月より減免対象となります障がい者や65歳以上の高齢者の方々につきましては、体育館使用料が全額免除されることとなりました。

次に、トレーニングの専門的な指導ができる資格者の育成や派遣についてでございますが、行財政改革が進められ、職員数が減少している中、社会体育係につきましては3人体制のもと、総合体育館を初めとする体育センターや海洋センター、テニスコート、各運動公園など14施設を管理するとともに、各種社会体育事業を企画運営している状況であります。そのような中、専門の指導資格を取得するのはなかなか厳しい状況であり、また職員は専門職ではなく一般行政職であることから、人事管理の面でも難しい状況となっております。このことから、各種スポーツ教室等を実施しておりますが、実施に当たりましては外部講師を依頼し、開催するというような形態をとっております。

今年度は、初めての試みとしまして、トレーニング器具を利用したトレーニング講習会を行うべく、今回の補正予算に講師謝礼を計上し、11月を目安に講師をお招きして講習会を開催する計画をしているところでございます。

今後の改善策としてのトレーニング器具の充実や空調設備等の改修におきましては、町の財政状況や施設の利用状況、町民のニーズ等を勘案した中で、設備の整備充実に努め、スポーツの振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 1番、国府田利明議員の一般質問にお答えします。

トレーニング室の現況等の質問については、担当課長が先ほど説明したとおりでありますので省略させていただき、今後の方針についてお答えしたいと思います。

総合体育館は、町民のスポーツ活動の拠点として、多くの町民に愛され、利用されている施設であります。ご質問のありましたトレーニング室につきましては、初歩的な基礎体力づくりの施設と考えております。町民誰もがいつでもどこでもいつまでも安心してスポーツに親しめるよう、今後も生涯スポーツの推進と併せ、施設の整備充実、人材の育成、確保に努めてまいりたいと考えております。

平成31年には茨城国体、その翌年には東京オリンピックの開催が予定されております。そうした中で、陸上競技や高校野球等においても、八千代町出身選手の全国レベルでの活躍が見られ、スポーツに対する機運が高まっております。今後もスポーツ関係団体等と連携をとりながら、町民一人一人に合った健康づくりや体力づくりに向けた活動を展開してまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

1 番、国府田利明議員。

（1 番 国府田利明君登壇）

1 番（国府田利明君） ご答弁のほうありがとうございます。生涯学習課長の説明のほうで大多数わかったわけですが、65歳以上の方が無料というふうな形で、9月1日、まだ10日前のことなのですが、その中で65歳という方を身分証明する中で古河市はMOMOCAカードというカードを発行して、毎回身分を提示しなくても大丈夫なようにしてあるわけですがけれども、そのカードの工夫、毎回身分証明書を提示しなくても大丈夫なような工夫をしていくお考えについて再度質問をさせていただきたいと思います。

そして、町長のほうには、先ほどオリンピックと、そういうスポーツの技術の向上、そして初歩的な今は施設であります、そういうふうなことも考えているという中で、冷暖房に関しましては、どうしても古河市の体育館の中では、近隣市町村ほとんどなのですが、冷暖房というのはほとんど完備をされているというのが現状で、下妻市、古河市、そして筑西市、常総市の水海道体育館とか、かなり冷暖房に対しては充実していて、なかなか冷暖房がないとちょっと厳しいかなというふうな部分というのは、やっぱりそういう声も聞かれます。その中で、空調設備についてだけ再度町長のほうに質問をさせていただきたいと思います。

議長（水垣正弘君） 生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長 鈴木一男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） 国府田議員の再質問にお答えいたします。

9月1日からの減免措置の対応ということでございますが、こちらにつきましては対象となる方が来館した場合、利用申請時の際に手帳等を確認するわけでございますが、その際に体育館のほうで身分証明的な何らかの形のカードを発行し、今後その後の利用が簡単にできる、またプライバシーの侵害が少なくなるというような形で工夫をして考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 国府田議員の質問にお答えします。

一応先ほど器具の更新と言いましたが、体育館につきましてはいろいろ八千代町も財政が厳しいということでございまして、小学校の体育館においても冷暖房は使っていないということでございまして、体育館でも新しく建て直した場合には冷暖房を入れるのですが、現在の状況でありまして、利用者が寒くてできないということは一つも私も聞いておりませんので、暑くて暑くてどうしようもないということでございます。基本的には、現在の財政状況では冷暖房を取り入れるのは難しいかと私は考えております。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問はありませんか。大丈夫ですか。

以上で1番、国府田利明議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

議長（水垣正弘君） 暫時休憩をいたします。

（午前10時19分）

議長（水垣正弘君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時33分）

議長（水垣正弘君） 次に、3番、廣瀬賢一議員の質問を許します。

3番、廣瀬賢一議員。

（3番 廣瀬賢一君登壇）

3番（廣瀬賢一君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告による質問をさせていただきます。

項目ですけれども、町税の滞納状況と収納対策について、1番は町長にお伺いしたいと思います。ふるさと納税についてでありますけれども、次の項、中山勝三議員さんも同じようなことを言うのですけれども、うちのほうは税務課長、中山さんは企画財政課長に質問となっておりますので、税務課長でさせていただきます。そしてあと、B&G海洋センタープールの現状についてと。あと、4番目に、小学生の北海道宿泊体験学習についてであります。よろしくお願いします。

では最初に、町財政基盤のあり方について、町税の確保は重要な課題であります、厳しい財政状況の中で、現在の滞納状況はどのようなになっていますか。また、税金の公平性を確保するためにも滞納者に対してどのような対策をしていますか、お伺いしたいと思います。これは税務課長と町長をお願いします。

そして、あと次に、ふるさと納税についてでありますけれども、ふるさと納税であります納税について、自分の生まれた故郷を応援したい自治体などに、どの自治体にも対して寄附できる制度としてなっています。財源に乏しい地方自治体において期待の大きい取り組みであり、新しいまちづくり財源として大きく期待されていますが、その魅力の一つが優遇措置であると言われております。また、寄附行為をした者に対して特産品が贈られるなどのうれしい特典もあるようであります。八千代町においてホームページに掲載されておりますので、全国で納税者がつながるなど、八千代町の魅力を受け入れ、ふるさと納税をいただくか、あるいは八千代町の住民がこの制度を利用する場合も考えられます。

そして、税務課長に質問します。ふるさと納税優遇制度を受けるためにはどのような手続が必要なのか。優遇税制の内容はどのようなのか。個人の場合、法人の場合のケースの説明を求めます。

3点目、海洋センタープールについてですが、屋根の鉄骨に鳥がとまる被害があると思われるが、利用者に当たり、問題がないのか、お伺いしたいと思います。

4点目でありますけれども、愛らんど八千代・北海道事業について、さまざまな体験を通して協調性、自立心を身につけることを目的に、今年も実施され、大変お疲れさまでした。事業実施に当たって、小学生はもちろんのこと、中学生、高校生をリーダーとした活動も必要であると思いますが、どのような現状をしていますか、教育長に対してもお伺いしたいと思います。

そして、八千代町全体の一般の方から応募して、指導者をお願いすればよいのではな

いかということを質問で、４項目をお願いいたします。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） ３番、廣瀬議員の質問にお答えいたします。

最初に、町税の滞納状況と収納対策についてをご説明申し上げます。なお、お答えいたします数字などは、決算審査時のものでございます。

まず、収入未済額、滞納繰越金ですが、平成25年度から繰り越された額は４億4,649万円でございます。内訳としましては、市町村民税7,400万円、構成比16.6%、固定資産税8,460万円、19%、軽自動車税729万円、11.6%、国民健康保険税２億8,060万円、62.8%でございます。

年度別の収入未済額の推移を申し上げます。一般会計については、平成23年度１億9,028万円、平成24年度１億7,162万円、平成25年度が１億6,597万円ということでございまして、３年連続減少傾向でございます。

国民健康保険特別会計につきましては、平成23年度３億2,088万円、平成24年度２億9,239万円、平成25年度２億8,061万円ということで、同様に３年連続で減少傾向でございます。

次に、滞納者数について申し上げます。県外、町外、外国人を含めた全体で2,358人でございます。金額別では、50万円以下が2,086人で、全体の88.5%、50万円から100万円が144人、6.1%、100万円から200万円が85人、3.6%、200万円から300万円が31人、1.3%、300万円以上が12人、0.5%となっております。

次に、収納対策について申し上げます。まず、過年度分を含めました全体の徴収率について申し上げます。一般会計５税では、平成23年度92.82%、平成24年度92.98%、平成25年度93.65%ということで、３年連続で徴収率は上昇してございます。

国民健康保険税につきましては、平成23年度73.94%、平成24年度74.40%、平成25年度75.55%ということで、こちらも徴収率は３年連続で上昇中でございます。

次に、取り組みの状況であります。基本方針としまして、現年度分を特に重視し、次年度に繰り越す滞納額を極力抑え、かつ累積している滞納金に対応するという考えでございます。

滞納整理の中で、当町が最も重要視しているのが納税相談でございます。できる限り

本人と向かい合うことを実施しております。次に、財産の差し押さえなどがございます。

まず、納税相談ですが、年間1,000件以上を処理しています。基本的に必ず本人に来庁いただき、滞納の理由、生活の状況、収支状況及び納付の意思、納付計画の策定、債務の承認などを行います。厳しいやりとなる場合が多く、職員には税の知識のほかに説得力と強い意思が求められるということになります。

次に、差し押さえ処分についてですが、地方税法で一定の期間後に滞納者の財産を差し押さえなければならない、このようになっております。

なお、督促状発送までは、地方税法によりますが、それ以降の滞納処分につきましては、地方税法が例とする国税徴収法の適用により、差し押さえ、換価、配当、充当という一連の事務処理が行われます。

差し押さえ件数につきましては、平成21年度82件、22年度77件、23年度189件、24年度137件、25年度83件でございます。主に、預金、不動産、生命保険、給与、出資金、売掛金などの財産を差し押さえの対象といたしました。

次に、特別滞納整理及び3課合同滞納整理について申し上げます。特別滞納整理は、滞納整理強化月間中の目玉事業として、対策本部を設置し、行っています。全職員を2人1組とし、約70班編成で現年度分の未納金を戸別訪問の方法により徴収しております。平成24年度は5,600万円を依頼し、2,416万円、平成25年度は4,700万円を依頼し、2,166万円の成果を上げてございます。3課合同滞納整理は、国民健康保険関係3課、町民課、福祉保健課、税務課でございます。国保税の未納金を集中的に戸別訪問の方法により徴収いたしまして、こちらも大きな成果をおさめているところでございます。

次に、茨城租税債権管理機構への事務移管であります。機構は、県と茨城県全市町村が構成員とし、各市町村において徴収困難である案件の事務移管を受け、1年以内の完納、案件返還を原則として行う一部事務組合でございます。八千代町は、年間10件プラス相談枠を有してございます。昨年は、県全体で20億円を超す徴収実績をおさめ、新聞等にも掲載されておりました。八千代町は、平成15年度から事務移管をしてございます。平成24年度までの10年間で100件、1億3,285万円を事務移管しまして、7,890万円、率にしまして59.4%を徴収いただいております。

次に、地方税法第18条第1項の時効及び時効どめの事務処理について申し上げます。市町村税は、納期限後20日以内に督促状を発することとなっておりますが、その後10日を経過しますと税債権の時効が始まり、5年間で援用の手続をすることなく時効を消滅

することになっております。安易な時効消滅は法律により厳に慎むべきであることから、平成20年度以降は特に時効どめに専念してきました。平成25年度は、対前年度比で2,147万円の減額となりました。時効は、差し押さえ、債務承認、裁判所の競売事件への交付要求、捜索などにより中断し、新たな基準日からまた始期が開始されるということです。

次に、不納欠損について申し上げます。地方税法第15条の7第4項によりますと、滞納処分する財産がないとき、滞納処分により著しく生活困窮を招くおそれがある場合は、滞納処分の執行停止となります。さきの時効を含めまして、滞納処分停止後3年を経過しても担税力が回復しない者、全く見込みのない者の即時消滅を含め、この3つの要件により不納欠損処分が成立いたします。その金額が一般会計分1,151万円、国民健康保険特別会計分1,884万円、合計3,935万円でございます。平成24年度の不納欠損が5,149万円ですので、1,214万円、23.6%の減額となりました。この処分に至る経過として、徹底した財産調査、本人や関係機関からの事情聴取を行い、住民の方に不平等感を持たれぬよう十分配慮して事務処理を行っております。

次に、質問の2番目でございます、ふるさと納税についてお答えいたします。ふるさと納税は、税という言葉を用いておりますが、その内容は税金を納めるというのではなく、法律に基づく寄附行為であります。以後、寄附金として説明させていただきます。

ふるさと納税は、他の希望する地域に寄附した金額の一部をもともと納めるべき地域の金額から差し引くという考え方でございます。主な特徴は、特産品がもらえる。使い道を自分で決めることができる。複数の自治体に納めることができる。そして、生まれ故郷に関係なく、好きな場所に納付することができるということでございます。

個人による寄附金だけの取りまとめ結果によりますと、八千代町の実績では、平成20年1件10万円、21年3件25万円、22年1件6万円、23年1件5万円、24年2件10万5,000円、25年1件5万円となっております。

なお、団体分を含めますと、1,500万円を超えます金額の寄附金がございます。

質問でありますふるさと納税を行った場合の税の優遇制度の概要について申し上げます。都道府県、市町村に対しふるさと納税をしますと、寄附金のうち2,000円を超える部分について一定の上限まで、原則として所得税、個人住民税から全額が控除されます。納税者が自分の属する地域の税務署にふるさと納税の領収書などを添付して確定申告を行いますと、写しが市町村に送られてきますので、寄附をした翌年度の個人住民税が減

額されるという、このような仕組みになっております。したがって、八千代町在住の方がふるさと納税をした場合は、下館税務署に申告をしていただく、このようなことになります。

なお、対象となる寄附金額は、所得税については総所得金額の40%が限度でありまして、個人住民税の基本分は総所得の30%が限度となります。寄附は1回でなく何回もできますので、1年間の合計が対象となります。

具体的な計算方法は、所得税については、寄附金の合計額マイナス2,000円掛ける所得税率プラス2.1%、ちょっと複雑ではありますが、このようになります。個人住民税については、基本分が寄附金の合計額マイナス2,000円掛ける10%、特例分が寄附金の合計額マイナス2,000円掛ける90%マイナス所得税率マイナス2.1%、このようになります。その際の2.1%というものは、復興特別所得税でございます。

受けることのできる控除額は、所得総額などにより税率が変化しますが、寄附金額からおおむね2,000円を差し引いた額の控除を受けられるということになります。また、受けられる税控除は、所得税、住民税の基礎控除及び住民税の特別控除であります。1万円を寄附した場合、控除合計額は8,000円、3万円を寄附した場合の控除合計額は2万8,000円ということになります。

なお、法人が寄附する場合は、やはり確定申告によりますが、寄附された金額が損金計算されるという点が個人の場合と異なる部分でございます。

以上、説明いたしました、実際の所得税及び個人の住民税に関する税計算につきましてはいろいろなケースが考えられますので、税務課の担当職員などにお問い合わせの上、有利でよりメリットのある方法をご選択いただきたいと思います。

これによりまして答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 生涯学習課長。

（公民館長兼生涯学習課長 鈴木一男君登壇）

公民館長兼生涯学習課長（鈴木一男君） 3番、廣瀬議員のご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問のB&G海洋センターの現状ということでございますが、今年度のB&G海洋センターにつきましては、6月の第2回議会定例会でもご説明させていただきましたとおり、経年劣化による上屋シートを取り外し、屋外プールとして7月1日から2カ月間オープンいたしました。プール開所に当たりましては、全体を覆っていた上屋シートがなくなったことから、その対応策といたしまして、外周のフェンスに目隠し用

のシートを張り、休憩箇所にはシートやよしず等で日陰を確保しております。

また、施設管理におきましては、毎日の定期清掃や水質管理を徹底し、県筑西保健所による現地指導や県薬剤師会公衆衛生検査センターによる水質検査においても適正との報告を受けております。

利用状況につきましては、例年どおり一般町民の利用に加え、幼稚園、保育園への開放、小学生を対象とした水泳教室の開催により、利用者数は7月が1,226人、8月が1,091人、2カ月で合計2,317人の利用がありました。

海洋センターは、町民の海洋性スポーツ活動の拠点として、多くの町民に愛され利用されてきた施設でございます。しかしながら、施設の老朽化が進み、改修には膨大な経費がかかること、さらには近隣に温水設備を備えた高機能なプールが整備されたことによる利用者の減少など運営面でも多くの課題が存在しておりますが、施設の安全確保や衛生管理の徹底、町民のニーズも考慮した中で運営してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、2つ目のご質問の小学生の北海道宿泊体験学習についてのご質問でございますが、本事業は愛らんど八千代・北海道事業という事業名により、平成15年度より北海道の宿泊施設等を利用して実施している長期体験型宿泊学習でございます。異なった小学校の子どもたちとの集団共同生活とさまざまな体験活動を通して、自立心、強い意思、他人を思いやる豊かな心を身につけること、そして親元を長期間離れ、さまざまな人々とのふれあいを通して、家族や仲間の大切さ、基本的な人間経験を学ぶことを目的として実施しております。本年度も5月に、町内小学5年生及び6年生を対象とし、参加募集を行い、55名の応募がありました。交通手段や安全管理の面から小学6年生を優先とし、男子11名、女子32名、合計で43名の参加のもと、事業を実施いたしました。

研修の内容でございますが、まず6月28日に結団式及び事前研修を行い、その後7月20日から27日にかけて7泊8日の本研修を行っております。本研修においては、日頃の活動では体験できない集団共同生活に重点を置いた活動を行っております。北海道までの移動も大型バスとフェリーを利用し、船の中での食事、入浴、宿泊を行うことにより、さまざまな世代と限られた空間を共有するという経験を積んでももらいました。北海道内では、国立ひだか青少年自然の家、国立大雪青少年交流の家の2カ所を拠点とし、野外炊飯、川下り体験、登山、家族への手紙、牧場体験、キャンプファイア等盛りだくさんの活動を実施しております。

なお、本事業の活動レポートにつきましては、広報やちよ9月号にも掲載させていた
だいておりますので、後ほどご覧おきいただきたいと思います。

研修終了後には、参加児童には作文とアンケート、保護者にはアンケートの提出を求
めております。参加児童の作文及びアンケートでは、楽しかった、友達ができたなどの
素直な声とともに、家族への感謝の気持ちがつづられておりました。また、保護者アン
ケートの中では、生活習慣に改善が見られ、人間的な成長を感じたなどという高い評価
をいただいております。

また、ボランティアの参加でございますが、この事業は平成15年度から始まっております
が、事業実施当初に当たりましては、ボランティアまた青少年関係団体の協力のもと、
随行等お願いしておりましたが、その後県の補助金等の見直しによる減額、そうい
ったものがありましたので、事業実施に当たりましては、随行する人員等においても事
業に支障のない、また安全確保を第一に、最小限の人数により実施しておりますので、
ご理解のほどお願いをしたいと思います。

本事業につきましては、人格形成に重要な時期において貴重な体験を提供できる有意
義な事業であると考えておりますので、今後もご支援のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

議長（水垣正弘君） 発言時間がありませんので、簡潔にお願いいたします。

教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 3番、廣瀬議員のご質問にお答えいたします。

1つ目のB&G海洋センターの現状につきましては、担当課長が説明したところであ
ります。特に衛生面、安全面に万全を期していきたいと。運営していきたいということ
でございます。

続きまして、2つ目の小学生の北海道宿泊体験学習につきましても、担当課長が先ほ
ど説明したところでございます。有意義な宿泊学習でございますが、私どもといたしま
しては、現在水の事故とかいろいろたくさん報道されておりますが、活動に当たっては、
危険箇所も多いので、事故がないよう万全を期し、安全を第一として考えております。
今後ともご協力、よろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 3 番、廣瀬議員の質問にお答えします。

納税の義務は、憲法30条による国民の3大義務の一つであります。また、税制度の本質は、平等、公平負担であり、税源の安定確保は行政が継続的に住民福祉サービスを行うための最重要課題であります。この2つにより、税行政の基本姿勢の全てが語られていることと思います。

日本は、戦後、世界に例を見ない速度で社会経済が発展してまいりました。莫大な継続的社会資本構築の財源が税金であり、平等、公平かつ公正に負担していただくものであります。

ご質問ありました当町の滞納額については、先ほど税務課長が答弁したとおりでございます。税務課、いろいろの3課合同、あるいは県の債権機構への移管ということでございまして、八千代の収納率は大変上がっているということで、我々としても喜んだ次第でございます。

長引く景気低迷や消費税増税の導入など住民の暮らしや税行政を取り巻く社会環境は厳しいものがありますが、議員各位におかれましても税制度の本旨をご理解いただき、安定した財源確保と住民福祉の向上にご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

はい。

3 番（廣瀬賢一君） 時間ないから要望で、これから前向きにお願いするということでしょうか、よろしいです。

議長（水垣正弘君） 以上で3 番、廣瀬賢一議員の質問を終わります。

次に、5 番、中山勝三議員の質問を許します。

5 番、中山勝三議員。

（5 番 中山勝三君登壇）

5 番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

初めに、地域包括ケアシステム構築へ万全をとということであります。去る6月25日に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法が公布をされました。私は、3月議会において同趣旨の質問をしたわけですが、現実化している問題への認識を共有し、よりよい住民

福祉とサービスの向上へ全庁一丸となって取り組んでいけることを願って、今回質問をいたします。

日本の人口のうち65歳以上の高齢者は、3,000万人を超えて、4人に1人となっているそうであります。今後高齢者が30%以上となり、いわゆる団塊の世代と言われます皆様は2025年には後期高齢者となられる際に、医療や介護の需要の増加が見込まれますが、これが2025年問題と言われております。高齢者の方が住みなれた地域で医療や介護、生活支援、福祉サービスなどがおおむね30分以内に必要なサービスが受けられる中学校区単位程度の体制づくりが求められます。そこで、まず、現在の当町における取り組みにつきましてお尋ねをいたします。

前回の質問の際に答弁で、当町における要支援認定の方の人数が要支援では200人を超えております。そして、要介護認定者、こちら600人を超えていると。合わせて800人以上の方が認定をされておりますが、そのうち726人の方が介護サービスを利用しているということでした。

人は、自分が高齢になったときのことまではなかなか予測もできませんし、準備もできないものではありませんが、先日これは報道されましたある研究所の意識調査におきました報告では、ひとり暮らしの高齢者の約半数が自分に介護が必要になったときの準備はしていないと。それから、4人に1人は、将来的に介護を受けたい場所は自宅か施設か、これも決めてはいない。また、記憶力や判断力が低下した、いわゆる認知症などになったときの介護を受ける希望場所というのも約3割の人はわからないというふうに答えているということでもあります。

さて、2025年問題で後期高齢者が人口の約5分の1を占める超高齢社会、ここで大きな問題になりますのが医療の危機ということでもあります。現在病院に入院している患者の半分は75歳以上、また8割の方が病院で亡くなっているという現状だそうであり、今後病院がなかなか受けとめられなくなるおそれが出てくるということでもあります。そして、高齢者になりますと、治療をしても完全には治らない。引き続いて日常生活の場で在宅医療や介護、看護サービスが連携をして、住まいにやってくる体制の確立ということが必要になってまいります。もちろん本人の希望で必ずしも在宅とは限らないで、病院、施設という選択はあるわけですが、人生を全うする尊厳のある生き方のお手伝いをできる社会というものをどのようにつくっていくか。重要となる医療がどう受けられるか。在宅医療、地域包括ケアシステムへの施策について、県の医師会のほうでもこの

実現に前向きに取り組んでいくという小松会長のコメントがこの間も出ておりましたが、医療関係機関との連携を密に推進することが肝要と考えます。執行部の見解についてお尋ねをいたします。

地域包括ケアシステムとは、言いかえますと、支え合いと共生社会の実現、地域のきずなを再構築することでもあります。医療や介護などの公助、共助の体制整備をするとともに、自助、互助の体制づくりへ全町民運動として展開をすることが肝要と思います。

以前に当町の社会福祉協議会におきまして、中学生が介護養成講座、こちらを開催をして、複数年度にわたりまして何十人もの中学生が介護について学ばれましたが、大変にとうとい事業であり、意義があったのではないかと、このように感じております。これから教育という分野においても介護の重要性というものは学習されてくると思います。

また、保健師や介護福祉士などの専門職はもとより、リハビリの専門職というものは、地域包括ケアを支えていく重要な人でございます。そういう中で、理学療法士、また作業療法士、言語聴覚療法士、そして鍼灸マッサージ師、こういう方の活用というのも提案をされているということでございます。

そして、認知症対策の中では、認知症地域支援推進員という方が今後自治体への配置をされるとともに、認知症サポーターの養成、こちらが全国的な市民運動へと展開をし、また認知症カフェ、こういう設置も取り組まれるということでございます。

それから、高齢者向けサービスつき住宅、また空き家を改修した安価な共同住宅の整備というものも提案をされているということですが、そのほかに自治体の力だけではシステムといっても機能いたしませんので、医療や介護などの専門家以外にも自治会、ボランティアなど社会を挙げた協力体制。家族はもとより近隣住民、民生委員、商店あるいは事業者、また各種の訪問配達員など多様な人の協力なくしては成り立たないわけであります。

そこで、自治体には、地域ごとの協力体制をつくるための場づくり、人材の発掘、育成などの努力が求められます。そこで、既に多くの自治体が実施に移っている中で、県内で特徴のある先進事例、7自治体ほどございますが、ちょっと紹介させていただきますと、古河市では認知症の人にも優しいお店登録事業と。それから、下妻市では認知症介護家族交流会「つどい」というものを開催。また、利根町では、フリフリグッパ体操の普及推進。牛久市では、移動店舗で買い物支援。それから、常総市が大学と共同による常総ハッピー体操。そして、稲敷市は脳若返り教室。東海村があんしん・おかえり

ネットワークなどそれぞれ地域資源を生かしながら取り組みをされていると。八千代町にも必ず豊富な資源、マンパワーというものが潜在をしておると確信いたします。いかにこれらを発掘し、育成し、ネットワークを結んでいくか、行政の不断の努力が求められておりますが、この点につきまして執行部の見解をお尋ねをいたします。

そこで、地域包括ケアシステムを構築するためには、高齢者個人に対する支援の充実、またそれを支える社会基盤の整備を同時に進めることが重要であります、これを実現していく手法として地域ケア会議を推進をしていくわけでありましたが、市町村または地域包括支援センターが主催、設置をするということでもあります。主な構成員は前回の質問で答弁があったとおりでありますので割愛しますが、そしてこの地域ケア会議で検討したことを5つの機能の観点から、課題解決、そして地域づくり、ネットワーク構築、政策の形成機能、こういうものを発揮して、ケアシステムとして実現を図っていく、こういうことで、欠かすことのできない地域ケア会議の設置につきまして執行部の見解をお伺いをいたします。

次に、通告2に移ります。ふるさと納税についてお尋ねをいたします。先ほど廣瀬議員さんが質問された部分と若干重複するところもあるかとは思いますが、ご了承いただきたいと思います。先ほど答弁にもありましたが、現在住んでいるところ以外の自治体に2,000円を超す額を寄附すると、居住自治体の個人住民税や所得税が控除されるという仕組みでございます。2008年より開始をされたということでございますが、内容につきましては先ほど詳しく税務課長から答弁がございましたので、安倍政権ではふるさとや応援したい自治体に寄附をした場合に居住地で税金が軽減されるこのふるさと納税制度、こちら地域創生ということで、2015年度から拡充する方針を固めたようであります。

そこで、私が調査いたしました今までの実績の中で、平成25年度における茨城県としては1,636人の方から2億329万5,000円が、隣の栃木県では977人ということで1億6,199万6,000円。埼玉県が6,015人ということで、こちらは5億2,951万9,000円。そして、東京都は2万2,452人、33億7,517万6,000円と。こちらがふるさと納税がされているということでございますが、このように見ますと茨城県は上から12番目ということで少なくともはないわけであります。先ほど八千代町の実績というものがございましたが、こちらは答弁がございましたので、結構でございます。

しかしながら、当町のホームページが開設をされております。そして、ふるさと納税というところを検索いたしますと、ふるさと納税の特典メニュー、お返しというものが

残念ながら何も用意をされていないということでもあります。確かに財政の上から見ればわずかな金額かもしれませんが、全国の自治体ではあの手のメニューを用意しております。参考は担当課のほうへ提出してありますが、このふるさと納税、こちらは寄附をしてくださる方へのふるさとを何よりも大切にしたいという真心への恩返しという、こういうことで、心を込めた町からの贈り物となるわけであります。真心のお返し、こちらに對しまして工夫が大事であると思います。町の特産のPR、活性化にもつなげていくこともできる。こういうことで、ふるさと納税へのお返しの取り組みについてお尋ねをいたします。

そして、町の活性化にもつなげることができるふるさと納税制度、八千代町も大いに活用していくべきと考えておりますが、やはり先ほど申し上げましたように、何といたしましても今はネット社会ということで、ホームページ、できればトップページでこちらをアピールをしていくと。そして、全国誰にでもアクセスをすれば直接伝えることができるわけであります。これからどのようにこちらを取り組んでいくお考えがあるのかをお伺いいたします。

以上の２項目の質問に執行部の具体的な答弁を求めまして、一般質問といたします。
議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） ５番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステム構築へ万全について、取り組みの現状についてでございますが、現在平成27年度からの介護保険事業計画策定を進めております。地域の実態の把握のため、65歳以上の高齢者の中から調査対象高齢者を抽出しまして、日常生活ニーズ調査を実施し、現在その調査結果を集計しているところでございます。また、介護保険サービスの見込み量やそれに基づく保険料の推計、また高齢化が一段と進む平成37年、2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を見据えた将来推計を行うため、国から配布された介護保険事業計画用ワークシートを用いて、平成24年度から平成26年度の給付実績の整理を行っているところでございます。茨城県では、ワークシートに基づいた市町村ヒアリングを10月上旬に実施する予定となっております。

今後、日常生活圏域ニーズ調査結果をもとに高齢者のニーズを分析するとともに、介護保険事業計画策定委員会でも地域の課題や地域資源等の活用について検討してまいります。

次に、医療機関と連携を密にについてでございますが、八千代町で事業を実施しています医療、福祉、介護職種の団体である共仁会と連携をしまして、総会、研修会を実施し、顔が見える関係づくりを実現しております。今年度は、研修会の中で模擬の地域ケア会議を実施いたしました。

また、ケアマネジャーや介護職員を会員とする八千代町介護支援専門員連絡協議会で在宅医療に取り組まれている医師に協力をいただきまして、「医師とケアマネで在宅での看取り考える」をテーマに研修会を実施するなど、在宅医療、介護の連携を図っております。

そのほか、茨城県においても多職種協働在宅医療・介護連携事業研修会を実施するなど、市町村と地区医師会などと連携が図れるような支援や広域調整をしております。

次に、地域資源の活用についてでございますが、地域包括ケアシステムを自助、互助、共助、公助から見た場合に、今後は少子高齢化や財政状況から、共助、公助の大幅な拡充を期待することが難しく、自助、互助の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みが重要となってきます。そういった状況で、地域資源の発掘、活用として、今までは水戸市の茨城県健康プラザまで行かなければ受講できなかったシルバーリハビリ体操指導士養成講習会を八千代町で実施することとしました。講習会を町内で受講できることにより、受講者の申し込みが現在活動されているシルバーリハビリ体操指導士より多い22名となりました。受講後は、現在活動していただいている20名のシルバーリハビリ体操指導士とともに、地域の介護予防の一端を担うボランティアとして活躍していただけることを期待しております。

次に、地域ケア会議の構成と取り組みについてでございますが、地域ケア会議については地域包括ケアシステムを構築するための重要な手段として位置づけられております。本町においても、昨年度試行的に、地域包括支援センターが主催し、町内の介護支援専門員や町職員で、介護が困難な個別ケースの支援内容の検討を定例開催で4回実施しました。今年度も試行ではございますが、昨年度の地域ケア会議を踏まえ、定期開催よりも随時開催のほうが困難事例に対して早急かつ柔軟な対応ができることから随時開催で実施していくことにしております。

今後、個別の事例の検討に当たっては、介護支援専門員だけでなく、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、サービス提供事業所の職員、民生委員や近隣住民の方などにも協力をいただけるように働きかけていくとともに、地域ケア会議を先進的に取り組んでいる同

規模の市町村などを参考にさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

そして、重度な介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、包括的及び継続的に支援することができる地域包括システムを構築していけるよう検討してまいりたいと考えております。

議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 5番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

先ほどの廣瀬議員の一般質問に対する答弁と若干重複する点があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

ふるさと納税につきましては、ご承知のとおり、平成20年4月の地方税法等の一部改正によりまして、人口減少による税収の減少対策や地域間格差の是正を目的といたしまして導入されたもので、その後の改正を経て、現在では地方自治体に対する寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税、個人住民税から全額が控除される制度でございます。

当町におきましては、平成20年度から寄附金についての申し出及び受領の手続、台帳整備を行うなど寄附行為に必要な事務処理基準を整えまして、また町ホームページでふるさと納税制度の概要及び諸手続について情報を発信してまいりました。

平成20年度以降現在までの寄附行為の実績についてであります。町内外合わせての件数は、延べ個人が13件及び法人、団体が11件、合計で24件、金額にいたしまして1,583万円でございます。このうち町外在住の個人に限定いたしますと、11件、126万円になります。そのうち2名につきましては複数回の寄附をいただいております。これまでは毎年度1件程度でございましたけれども、26年度、今年度につきましては、知り合い同士が声をかけ合っていただき、その申し出がありまして、現在のところ、4件、80万円の寄附をいただいております。

なお、先ほど議員がおっしゃいました特典メニューでございますけれども、八千代町におきましては平成26年度から、本年度から八千代町ふるさと納税町特産品贈呈事業実施要綱を施行しております。この要綱では、八千代町に5万円以上のふるさと納税を行っていただいた町外在住の個人に対しまして感謝の意を表し、1年度内1回を限度といたしまして5,000円以内相当の特産品を贈ることを規定しております。これにより、26年

度当初に予算計上いたしまして、6月に要綱に該当する初めての寄附がございまして、当町特産のタカミメロンを贈らせていただきました。当町には、メロン、白菜、梨、米など数多くの特産品がありますが、特産品の収穫時期や寄附者の嗜好等を考慮いたしまして、今後とも選定、発送をしていく予定でございます。

ふるさと納税制度につきましては、既にホームページ等でお知らせしておりますが、マスコミ等で取り上げられる機会がふえた影響で、以前と比べまして町に対する問い合わせもふえてきております。今後の取り組みといたしましては、特産品の贈呈に八千代町イメージキャラクター八菜丸を取り入れ、特産品の充実、また憩遊館の利用促進など地域資源の利活用を視野に入れながら、憩遊館やクラインガルテンの利用者、広報やちよの町外送付者向けの広報活動、あるいはインターネット等の利用によりまして、ふるさと納税の周知、普及に努めてまいりたいと考えております。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 5番、中山議員の一般質問にお答えします。

初めに、地域包括ケアシステム構築へ万全をについてでございます。2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。高齢者が住みなれた地域、また在宅で生活を継続できるようにするため、国で示された地域包括ケアシステムやモデル事業実施自治体などを参考に、本町の実情に応じた介護、医療、生活支援、介護予防を充実させることができるよう、2025年を見据えた介護保険事業計画を策定するとともに、計画の推進により地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

続きまして、ふるさと納税につきましては、自分が生まれ育ったふるさとや温かいもてなしを受けた思い出の地域など、どの自治体に対する寄附もふるさと納税の対象となり、税額控除や寄附金の使途を自分で選択できるというまちづくりへの参加、寄附した地域の特産品や工芸品等がもらえる特典などの利点があり、また自治体においても地場産業と結びつけた地域の活性化、イメージアップ、さらにはまちづくりの財源確保の観点から、ふるさと納税に積極的に取り組む自治体が年々ふえております。

当町におきましても、ふるさと納税を今後のまちづくり事業に活用していく考えであり、今後の取り組みといたしましては、国のほうでもふるさと納税制度の拡充を検討しておりますので、今後の動向を見定めながら、引き続きふるさと納税制度とまちづくり

事業の連携を推進してまいります。また、イベントを通じまして、町民と八千代町をふるさととする人や八千代町を応援したい人の交流など、さらなる周知、普及活動により、町外の八千代町のファンをふやし、またその力をおかりして、まちづくりの財源確保と町の活性化に努めてまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 再質問はありませんか。

5 番、中山勝三議員。

（5 番 中山勝三君登壇）

5 番（中山勝三君） ただいま私の質問に執行部からそれぞれ具体的な答弁をいただいたわけですが、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、町長にでございます。医療関係機関との連携、これを密に推進していくことにつきましてでございます。執行部のほうから、医療関係との研修会、また医師、看護師との研修会、こういうことも答弁がございましたが、まず当町は、医療におきましては医療のはざまとなっておるわけでございます。しかしながら、町長が就任をされてから診療所の開設によりまして医療の過疎化というものが回避されたと思うわけですが、その際に若干の医師会との連携におきましてなかなかうまくいかないという点もございました。この八千代は、真壁郡医師会また厚生連の協力もいただいているわけございまして、連携をうまくとりまして、具体的にお力をいただくということが大事なのではないかというふうに考えるわけでございます。

そして、もう一点、私が調査しましたところによりますと、24年の10月1日現在で茨城県内での1世帯当たりの人員構成というものが八千代町が3.31人ということで、県で一番構成員が多いのですね。そういうことで、こういう点を見ますと、在宅介護に一番適しているのかもわかりません。そういうことで、医療の確保というものが町民の安心を得る最も重要なことと思いますので、もう一度この点の考えを町長にお尋ねをいたします。

それから、課長に1点お伺いいたします。先ほど地域ケア会議の開催ということにつきまして、既に4回開催をしてきたと。取り組みを進めているということでございました。今後、きめ細かな対応のために随時開催ということをおっしゃられました。きめ細かということは、大変結構でございます。しかしながら、往々にすると、いろんな諸般

の事情で開催が流れていくということも十分気をつけなければならないと思います。そういうことで、最低の年間の回数はこれだけ開催していくというようなことにつきましてのお考えがあるかどうか、この点をお伺いをいたします。

それから、もう一点でございますが、ふるさと納税につきましてのご答弁をいただきました。それで、実施要綱の中に、1年1回、お返しが5,000円以内でというふうに規定をされているということでございます。他の自治体にもかなり高額なふるさと納税をされるというケースもあるようでございまして、基本的には何も物をもらうことが恐らくふるさと納税をされる方の要望ではないと思いますが、しかしながら高額なふるさと納税があった場合にはもう少しきめ細かく、5,000円以内ということではなくて、メニューもそろえていってもいいのではないかというふうに考えるわけです。私が調べましたところによりますと、きめ細かく5万円以内、10万円以内、それから50万円以内、100万円以内、100万円超える、そういうことに対してきめ細かに対応していると、こういうメニューを擁している自治体もありまして、今後こちらも実施要綱、これをちょっと考えていってもいいのではないのかなというふうに思いまして、この1点と、それから具体的な提案になりますけれども、お礼の品につきましては産業振興課ともよく連携をさせていただいて、この八千代にもコシヒカリを初めとするすばらしい農畜産物もございます。白菜、キャベツ、ナスやトマト、それから常陸秋そば、そして県のブランドになってもおります常陸牛、こちらも生産をされております。こういうものをお礼の対象によく検討していただきたいというふうに要望いたしますが、この点につきまして答弁をいただきたいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 中山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

地域ケア会議の開催についてでございますが、随時開催という今試行でございますけれども、そういう対応をさせていただいていると。それだけではなかなか開催がということもありまして、最低の回数の考え方というようなご質問かと思えます。地域ケア会議の方法につきましては、いろいろな自治体のほうで対応する方法がありまして、やはり地域に合ったものということが大事になるかと思えます。そのようなことで、昨年度は定例的に試行させていただいて、今年度随時の試行という形になったわけなのですが、

中心になりますのは地域包括支援センターでございます。おおむねの個別の事例につきましては、支援センターと個別のケアマネジャーとか関係者の方でご相談をして方向性を出していただいているということもございます。そこへやはりいろんな関係の方に集まっていただいて困難事例ということもありますし、そういうものを蓄積していった地域課題の解決につなげていくということもございますので、今ご質問にありました最低の回数の考え方というのは、そういう試行を繰り返す中である程度定期的に個別の担当者として、それからそれを総括的に行っていくといえますか、定例で困難なものを行っていくものという形で開催できればと思っておりますので、現時点で最低の回数の考え方につきましては今後さらに検討させていただくということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 中山議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点が八千代町で作成いたしました八千代町ふるさと納税町特産品贈呈事業実施要綱についてもう少しきめ細かなことを検討していったらどうかというお話でございますけれども、確かにほかの自治体にはかなりいろいろメニュー化して、かなり高価なものも贈呈しているような市町村もあるようでございます。ただ、町をPRするには非常に有効な手段だと思うのですが、先般安倍内閣が発足いたしましたけれども、その中で9月3日夜に行われた初会議の中で地方創生の司令塔となるまち・ひと・しごと創生本部の設置を正式決定したところでございますけれども、その中の目玉施策の一つといたしまして、出身地などへの寄附を促進するふるさと納税の拡充、制度導入時に総務相を務めた、管官房長官が控除額の拡充や手続の簡素化等の見直しを考えているようなことがありました。その中で、その反面、一般の声の中には、納税した見返りを大きくするため、各地方が無理をし過ぎてもいけないというような一面もあるということで、その辺も今後検討していくというような方針をされたようでございます。

八千代町といたしましては、現在5万円以上の町外の個人に対して5,000円以内のものということで規定はしてございますけれども、やはり中には多額に寄附をされている方もいるかと思うのですが、その辺は今後の実績等を見ながら検討させていただければと思います。

それから、特産品のメニュー選定なのですが、先ほど議員おっしゃられました

八千代町には農畜産物かなり推進していくということで、町の基幹産業でありますので、その辺も担当の産業振興課ともいろいろ意見を交換しながら考えていきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 中山議員の再質問にお答えしたいと思います。

地域ケアシステムの構築、ふるさと納税等については、今担当課長が申したとおりでございます。真壁医師会との診療所建設問題で確執がありましたが、現在はほどけております。私も真壁医師会の、八千代の医師もいっておりますが、認定介護の審査会等も出ておりまして、一緒に酒飲みもやっております。特に菊山先生におかれましては、共仁会の会長としていろいろご活躍をいただいております。昔の共仁会は酒飲み団体でありましたが、今の菊山共仁会会長の指導のもとにいろいろな八千代町の在宅の医者、また看護師、また役場の福祉関係者、あるいは施設の関係者が一堂に寄りまして、いろいろなケース等の勉強会を公民館で実施するような状況でございます。また、菊山先生等におかれましては、今の福祉バスを町でも800万円近くかかりますが、弱者に愛の手を伸べるということで、各病院間、あるいは役場、あるいは診療所、図書館等におかれましては巡回バスを提供しております。そういうことでありまして、いろいろこれから等におかれましては、先ほど八千代町の構成が3.7幾つということで茨城県一であります。ここ4日間敬老の祝いということで、150人近く4日間に敬老で祝い品を皆さんに配っていましたが、やはりうちにいる方が非常に多いということで、3分の1ぐらいは施設へ入っておりますが、そういう在宅介護ということでございます。いろいろ事情等におかれましては、そういう姿勢で今後とも高齢化には対処していきたいと思います。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問はありませんか。

5番（中山勝三君） 大丈夫です。

議長（水垣正弘君） 以上で5番、中山勝三議員の質問を終わります。

次に、11番、小島由久議員の質問を許します。

11番、小島由久議員。

（11番 小島由久君登壇）

11番（小島由久君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目、

八千代町町長選挙について一般質問いたします。

町長は、5期目の出馬について出るという答弁をされました。私は、私の本音を町長にぶつけてみたいと思います。

1点目として、八千代町の町長選挙は、平成27年1月に予定されています。町長は、5期目の立候補について、地元初めいろいろなところで表明していると聞こえます。町長は、3期目のときにももう一期やらせていただきたいとお願いいたしました。4年前の4期目の町長選挙の出陣式の公の場所で多くの支持者を前にして、もう一回、もう一期だけやらせていただきたい。また、後に有望な人もいと訴えられました。議員同志初め多くの支持者の皆さんも、もう一回、もう一期という言葉信じ、多くの後援会の皆様方の支持を受け、当選されました。それにもかかわらず、次の選挙にも立候補すると訴えているとすれば、同志の議員初め多くの支持者との公約を破ることになる。町長は、4年前に大勢の支持者の前で約束した言葉を忘れてしまったのか。支持者の方はもちろん一般町民の方も、今度は出ないと思っていたのにまだ出るのかという町民の声が聞こえます。私は、8月14、15日に各地区を回ったときにも、町長は出ると言っているそうだが、今度はやめると思っていた。もう一期、もう一期と言いながら、また表明していることは町民をばかにしているという声も聞かされました。そうした中で、小島さん、年齢ではない、健康だから町長に出ろ、応援するからと何カ所かで言われましたが、後期高齢者であり、あと5年も若ければとつくに名乗っていると笑ってごまかして歩きました。このように、町長を支持した方からも4期やったのだからやめればよいのという声が聞かれました。町長は、町民の声が耳に入らないのか。町長に面と向かって言える人はいないのか。逆に、仕事をもらっている業者の方から出ろと言われているのか、それはわかりませんが、町民の中にはやめて交代しろという声が多く聞こえるのに、後援会の幹部の皆さんは町民の声は聞こえなかったのか。知っているのなら町長に町民の声を伝えることはできなかったのか。町長を本当に思う心があれば、4期やらせてもらったのだからやめて交代したらと言えなかったのか。4年前の町長選では、同志議員初め各種団体ほか多くの方から推薦をいただき、私はその中の一人の議員であります。選挙事務所、街頭演説等で町民の皆様方に、もう一回、もう一期だけ大久保司候補を町長の壇上に送っていただきたいと頭を下げをお願いをいたしました。後援会幹部、同志議員も同じように各地区でお願いをし、多くの支持者の協力をいただいて当選をさせていただきました。4年後の今の町民の声は、この次は出ないと言ったのにまだ出るという

話だが、4期やったのだからもう十分だろう、やめて後継者に譲ればよいのという声が聞かれますが、町長は町民の声が聞こえているのか。知っていて表明していることは、多くの支持者との約束を破ることになる。約束を破ってまで表明しているその理由について、町長の答弁を求めます。

2つ目として、町長と私は青年会のと時からつき合いである。私が長生き青年会の団長をやめるときに、大久保、あのころは司と言ったかもわからないのだけれども、おれの後団長をやれ、八千代町の青年団の文化部長をやめるときも、大久保、八千代町の青年団長をやれと言って、やっていただきました。このように、お互いに信頼関係を持つてつき合ってきましたが、3期目までは町民の声、私の考えていることを町長と話し合い、耳を傾けて対応していただきました。しかし、4期目になると、町長と話し合う機会が全くなくなり、よいものはよい、悪いものは悪い、また直したほうがよいと嫌みを言う人がいなくなってせいせいしていると思いますが、逆に町長、町長と言われて舞い上がっているようではよい行政運営はできないと思う。町長も知っていると思いますが、このような言葉があります。失すればおのれも失す。そのわけは、人を信じたらとことん尽くすという言葉である。私は、この言葉を常に頭の隅に置き、人と話し合いをしてきたつもりであります。町長初め誰もが人と人との約束を守らなければならないのである。人に左右され、約束を破ることは、信用、信頼がなくなるのである。約束を守り、自分の意思を通すことが男というものである。

3つ目として、私は町長を推薦した一人の議員として町民の皆様方をお願いをした責任があります。私は、町民の声を伝えるために、8月24日日曜日午前10時ごろ町長宅に行き、町長、来年の1月の町長選挙についてお願いに来ました。前に述べたように、町民の声は、4期16年やったのだからもう十分だ。あとは後継者に譲っていただければよいのでという声が聞こえます。逆に、町長をもう一期やれという声は聞こえてきません。4年前の9月21日の議会に推薦した議員3名の方が質問いたしました。今回は誰も質問する人はいないと申しましたが、相沢議員が町長選について質問ありましたので、訂正させていただきます。4年前には、同志議員も後援会幹部も事務所や各地区で町民の方に、もう一期、もう一回お願いしますと訴え、多くの支持者との約束があるから町長出ろと言う人はいないのであると思っていましたが、言いづらいのですが、相沢議員が、町長、健康に気をつけて頑張ってくださいという言葉が出ました。町民とかたい約束をした議員の言う言葉ではいかがなものかと、このように思います。私は、町民の声と同

じ気持ちである。だから、誰も町長に言えないことをあえて言うのである。それは、人を信じたらとことん尽くすという言葉が頭にあるからである。町長を信じ、信頼しているから言えるのである。町長、多くの町民の声は、4期16年やったのだからやめればという声が聞こえることは、町長に期待をしていないということにもなります。町長にお願いしたいのは、多くの町民の声はもうやめろという声が聞こえます。町長の表明を取り下げてもらえないか。また、うわさの人が出ないときには伊勢山行政区の中でも、小島さん、議員やるなら1期町長をやれと言う人もおりますので、私に譲ってもらえないか。私も健康でまだまだ元気でありますので、1期町長をやらせていただきたいとお願いいたしました。町長は、おれも1月ごろから準備をしてしまったからなと言われました。私も議員として16年間一緒に協力してやってきた仲だから、町長とは戦いたくない。私に譲ってもらえるなら譲っていただきたい。よく検討して考えてくださいとお願いをして帰りました。帰り道、町長は取り下げるところか出る意思が強いと感じられました。町長は、立候補の表明を取り下げて、譲る考えはあるのか、町長の答弁をお願いいたします。

3つ目として、町民の声を伝えに行ったときに、出るとか譲るとかはっきり言ってもらえればこのような質問をしなくても話し合いで済むことでありますが、あれ以来出るとも譲るとも一言も話がないのである。これでは町民の声、私の気持ちを伝えに行った私の顔は丸つぶれである。原因として無視されたとは思いますが、話もしてもらえないということは、町長に信頼がなくなったということであるのか。だとしたら、仮に町長と一騎打ちの勝負をしたら、私は勝っても負けてもよい勝負になると思う。今回町民の声は、やめろという声は聞こえるが、町長を応援するから出るという声はごく一部の人の人であると思います。また、各種団体の役員さんと顔を合わせると、町長また出るという声が聞こえるが、いいかげんにしてやめればと言う人もおります。町長の地元でも、選挙になるときは出るなという声も聞こえます。

4つ目として、前の町議選では、私の支持票は1,302票でありました。やめろやめろという町民の方々が応援していただければよい勝負になると思う。前にも申したように、町長と戦いたくないから私に譲っていただきたいとお願いをしているのである。私は、三つどもえの場合には出ないとはっきり町長に伝えているのに、町長からは何の話もないのである。外では出るような話をしているという声が聞こえ、地元では正式に表明したとも聞いております。4年前には大勢の支持者の前で、もう一回、もう一期、最後だ

からと約束をしているのにもかかわらず、約束を裏切ってまで表明しているようだが、町長の本心と今期について町長の明確な答弁をお願いいたします。

最後に、悪いことのできないまもちゃんでは八千代町はよくなる。新しい空気を注入して活気ある町をつくり、八千代町を立て直していかなければならない。でなければ、八千代町は生き残れないということである。町長、頭によくたたき込んでいただきたい。

これで私の一般質問を終わります。出馬する表明の答えが出ておりますので、再質問いたしませんので、これで終わりにいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま11番、小島議員の質問にお答えします。

質問に対しては、さきに相沢議員の質問で答弁したとおり、5期目も出馬の意向であります。

私は、町政運営に当たり、安心・安全なまちづくり、魅力と活力のあるまちづくり、協働・自立のまちづくりを掲げ、町民の皆様のご支援、ご理解をいただく中で、これまで情報公開条例の制定、医療施設の整備、役場庁舎建設、小中学校の耐震及び改修工事、生活環境の整備、産業の整備を図ってまいりました。

多数の方々と対話する中で、私の真意はご理解いただいているものと信じております。4期にわたり築き上げた町民との信頼関係をさらに育み、目標を達成するために、5期目を決意したわけでございます。

厳しい財政の中ではありますが、人口減少や少子高齢化など変化していく社会情勢を的確に見定め、八千代町の誇りである自然環境の豊かさを生かし、子どもからお年寄りまで誰もが明るく暮らせる町を将来の姿とし、町政に当たっていきたいと考えておりますので、議員各位のご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 再質問はありますか。

11番、小島由久議員。

（11番 小島由久君登壇）

11番（小島由久君） ただいま町長から答弁をいただきました。いろいろな目標を立ててやっていきたいと、このような答弁でございました。今までも一般質問でいい答弁を

しております。しかし、それを実行に移してきたかこないか、これは町民がよくわかることでありますので、言った言葉は必ず守って実行に移していただきたい。私は、町民を代表して、一言つけ加えて終わりたいと思います。

議長（水垣正弘君） 以上で11番、小島由久議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出された通告による一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次会は、あす午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 零時 11 分）